

令和8年度版  
(2026年度)

# 保育所入所・継続の手引き



## 【もくじ】

|                                  |      |               |      |
|----------------------------------|------|---------------|------|
| 1. 子ども・子育て支援新制度                  | … 2  | 6. その他のサービス   | … 12 |
| 2. 入所の申込み                        | … 4  | 7. 保育料徴収基準額表  | … 13 |
| 3. 統合保育園について                     | … 9  | 8. 保育所入所選考基準  | … 15 |
| 4. 保育料について                       | … 10 | (申請書・申込書 記載例) | … 17 |
| 5. 3歳以上児の給食（副食費、<br>主食の提供予定）について | … 11 | 9. 南部町の保育施設   | … 20 |

## 【申込締切】

### ○ 令和8年4月1日入所

令和7年11月4日（火）～12月18日（木）

※上記期間内にお申し込みされた方を優先に利用調整を行います。

### ○ 令和8年4月2日以降の途中入所

令和7年11月4日（火）～随時

※おおむね入所希望日の2か月前までにお申し込みください。

## 【お問い合わせ先】

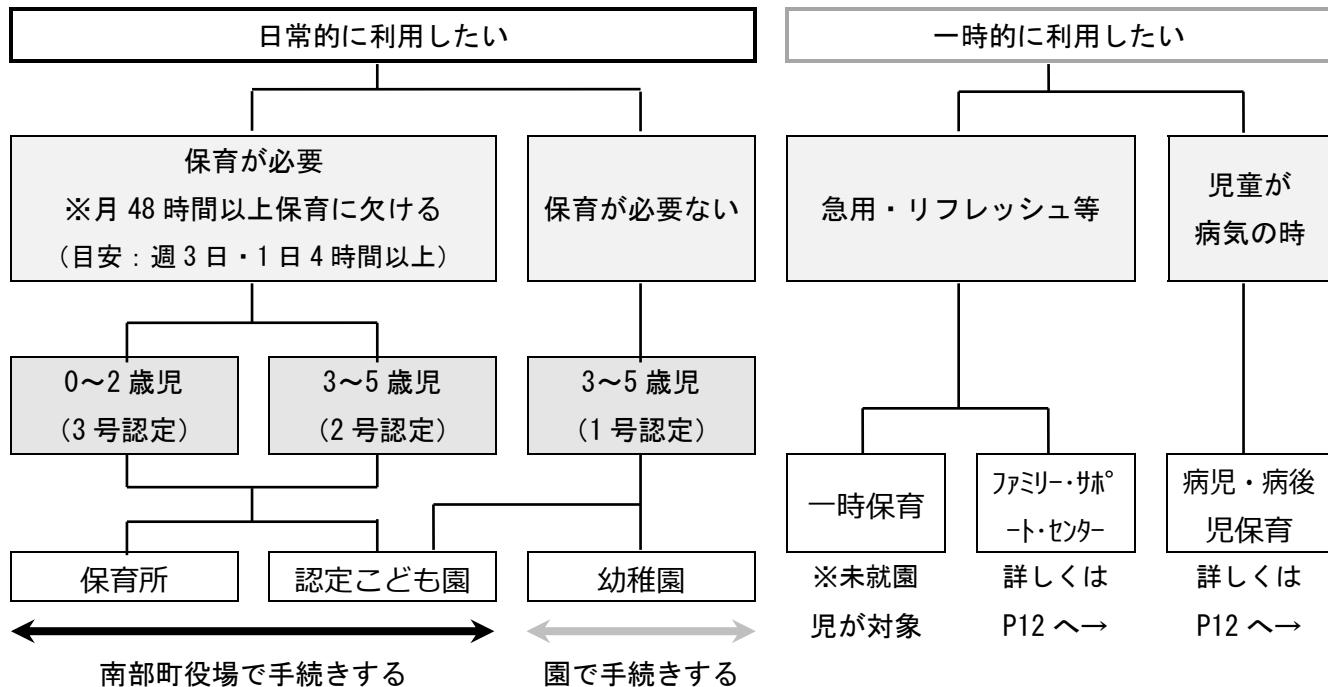
南部町役場子育て支援課（健康管理センターすこやか内）電話：0859-66-5525

# 1. 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から、少子化や待機児童問題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」が全国で始まっています。保育施設の入所についても、この新制度に伴い利用申し込みを受け付けます。

## さまざまな保育サービス

南部町で、目的や家庭の状況に応じて利用できるサービスは次のとおりです。



## 教育・保育の認定制度

平成27年4月から始まった子ども・子育て新制度に伴い、保育所、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、利用のための認定が必要になります。

| 認定区分                   | 対象となる児童                         | 利用できる主な施設     |
|------------------------|---------------------------------|---------------|
| <b>1号認定<br/>(教育認定)</b> | 3~5歳の子どもで教育を希望する場合<br>(保育は必要ない) | 幼稚園<br>認定こども園 |
| <b>2号認定<br/>(保育認定)</b> | 3~5歳の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする場合     | 保育所<br>認定こども園 |
| <b>3号認定<br/>(保育認定)</b> | 0~2歳の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする場合     | 保育所<br>認定こども園 |

さらに!

2号認定、3号認定の場合、保育の必要量に応じて、さらに次の2つの時間認定に分けられます。

| 時間認定区分   | 就労等の想定       | 月額保育料内の利用時間 |
|----------|--------------|-------------|
| 保育標準時間利用 | おおむねフルタイム勤務  | 最長11時間      |
| 保育短時間利用  | おおむねパートタイム勤務 | 最長8時間       |

## 保育認定（2号認定、3号認定）を受けるには

保育認定（2号認定、3号認定）を受けるには、保護者（入所を希望するお子さんの父母）に次のいずれかの事情があり、常に月48時間以上（目安：週3日以上かつ1日4時間以上）児童の保育ができない状態にあることが必要です。

「集団生活を経験させたい」、「教育を受けたい」といった方は、教育認定（1号認定）になります。

| 保育ができないことの理由                       | 時間認定         | 通所が可能な期間                |
|------------------------------------|--------------|-------------------------|
| 1. 仕事をしている                         | 就労時間・申請内容による | 最長で就学前まで                |
| 2. 長期の療養が必要な病気である                  | 申請内容による      | 療養が必要なくなるまで             |
| 3. 心身に障がいがある                       | 申請内容による      | 最長で就学前まで                |
| 4. 同居の親族または父母の看護・介護にあたっている         | 申請内容による      | 看護・介護の必要がなくなるまで         |
| 5. 出産する                            | 保育標準時間       | 出産（予定）日の前後2か月間          |
| 6. 大学・専門学校等に在学している                 | 就学時間による      | 卒業の日を含む月の月末まで           |
| 7. 災害復旧に従事する                       | 保育標準時間       | 災害復旧が終了するまで             |
| 8. これから仕事をする・これから仕事をみつける           | 保育短時間        | 3か月間                    |
| 9. 育児休業取得中に、すでに通所している児童に継続利用が必要な場合 | 保育短時間        | 生まれたお子さんが1歳を迎える年度の3月末まで |
| 10. その他児童を保育することが出来ないと認めたもの        | 申請内容による      | 要相談                     |

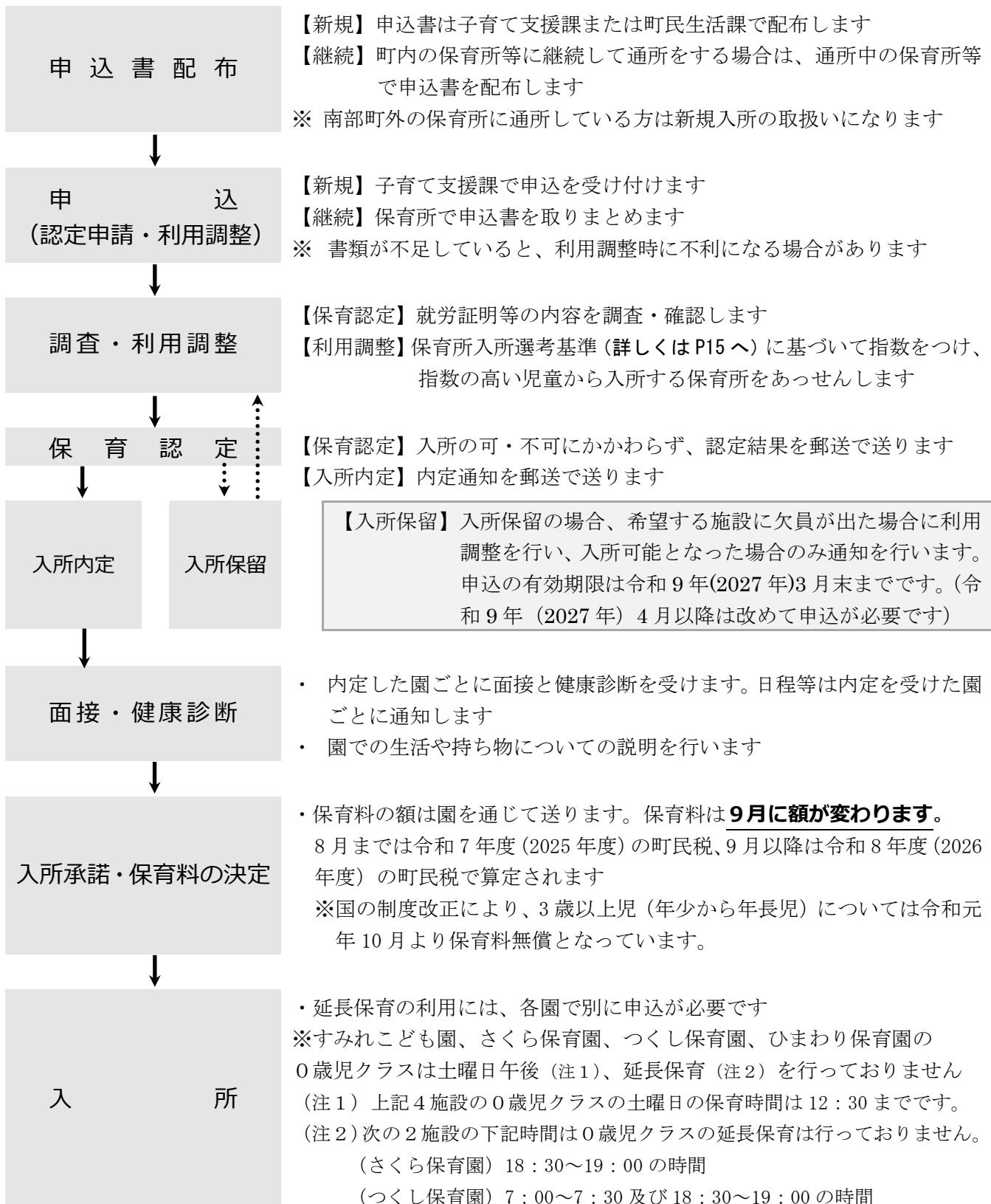
※ 事由によって認定期間が異なります。事由がなくなった場合は認定取消しとなります

※ 保護者がお子さんを保育できる場合は、2号認定、3号認定を受けることはできません

## 2. 入所の申込み

認定から入所までの流れ

※ 入所決定は先着順ではありません



## 申込に必要な書類

次の書類でお申し込みください。

### 【申込先】

新規入所…南部町役場子育て支援課へお申し込みください

継続通所…通所中の保育施設で申込書を預かります

※ 南部町外の保育施設に通所している場合は、新規入所の取扱いになります

### 【提出が必要な書類】

#### ○ 全ての方の提出が必要な書類

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所入所申込書（用紙①）

※申込児童1人につき1枚必要です

② 家庭状況書（用紙②）※申込家庭1家庭につき1枚必要です

③ 保育ができないことを証明する書類（児童の父母と、小～大学・専修学校生以外の児童のきょうだい、65歳未満の同居する祖父母すべての方の証明を添付してください。おじ、おばの証明は不要です）

| 状況                               | 提出書類                  | 証明者                                     |
|----------------------------------|-----------------------|---|
| 会社・事業所等にお勤めの方                    | 就労証明書（用紙③）            | 勤務先                                     |
| 就労等                              | 就職が内定している方            | 内定した勤務先                                 |
|                                  | 自営業（商業・農業等）の方         | 申立者本人                                   |
|                                  | 就学している方               | 学校<br>※就学時間の記述が必要です                     |
|                                  | 妊娠中か出産後間がない方          | 母子健康手帳の写し（母の名前と出産予定日の記録のあるもの）           |
| 疾病等                              | 病気もしくはけがを有している方       | 診断書（保育ができない状況、入院期間や通院頻度、治療期間が明記されているもの） |
|                                  | 障がいを有している方<br>※次のいずれか | 身体障害者手帳の写し                              |
|                                  |                       | 療育手帳の写し                                 |
|                                  |                       | 精神障害者保健福祉手帳の写し                          |
| 家庭内の親族を常に介護している方<br>※申立書にいずれかを添付 | 就労状況等申立書（用紙④）         | 申立者本人                                   |
|                                  | 診断書                   | 医師                                      |
|                                  | 介護保険被保険者証の写し          | —                                       |
| 災害にあった方                          | り災証明書の写し              | 市区町村                                    |

#### ○ 該当する方は提出が必要な書類

| 状況   | 提出書類   |
|--|--|
| ・令和7年1月2日以降に南部町へ転入した方<br>・令和7年1月1日現在で保護者（児童の父または母）が南部町外に在住の方 | 保育料の算定・決定のため、下記の書類の提出が必要です<br>※提出がない場合は <u>最高額の保育料が課されます</u><br>・「個人番号（マイナンバー）申出書兼利用同意書」<br>または「令和7年度市区町村民税課税（非課税）証明書」<br>※証明書は令和7年1月1日現在の住所地で発行されます |
| 同居の障がい者の方がいる場合   | 同居する障がい者の障害者手帳のコピー   |

## 申込の注意点

- (1) 提出いただいた書類の記載内容に虚偽があったときは、入所内定・決定を取り消します
- (2) 書類は返却しません
- (3) 申込書、添付書類に不備があると受付できない場合があります
- (4) 育児休業終了前に入所希望される場合は、入所後1か月以内に必ず職場復帰してください
- (5) 希望する保育所の申込者が定員を超え、選考となった場合は、他の保育所に移動していただくか、入所できない場合があります
- (6) 申込書の有効期限は令和9年（2027年）3月31日までです。次年度の申込みは新たに行つてください

## 選考結果通知発送予定

入所の内定または決定は、以下の日程で通知書を発送する予定です。

| 応募の状況                     | 選考結果通知発送時期    |
|---------------------------|---------------|
| 4月1日入所申込（11月4日～12月18日申込分） | 1月下旬頃予定       |
| 年度途中入所                    | 入所希望日の2か月前頃予定 |

※ 4月1日入所の受付期間を過ぎてからの申込みの場合は、別に選考を行うため通知書発送日が遅れます。ご注意ください。

## 年齢区分

保育所での入所クラス、保育料の決定は、令和8年（2026年）4月1日現在の年齢で行います。

なお、年度途中で誕生日がきても、その年度中の年齢区分は変わりません。

| 生年月日                    | 年齢区分 |
|-------------------------|------|
| 令和2年4月2日生まれ～令和3年4月1日生まれ | 5歳児  |
| 令和3年4月2日生まれ～令和4年4月1日生まれ | 4歳児  |
| 令和4年4月2日生まれ～令和5年4月1日生まれ | 3歳児  |
| 令和5年4月2日生まれ～令和6年4月1日生まれ | 2歳児  |
| 令和6年4月2日生まれ～令和7年4月1日生まれ | 1歳児  |
| 令和7年4月2日生まれ～            | 0歳児  |

## 休所日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。

その他、町長が特に必要と認めた場合は、臨時に休所することがあります。

## 保育時間

園児の活動時間は午前9時～午後4時までです。

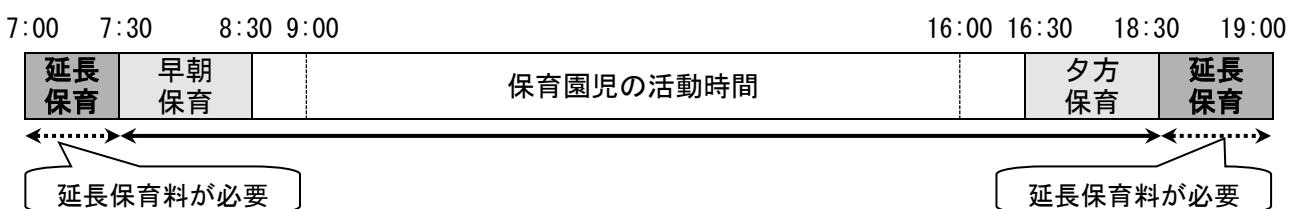
保護者の勤務時間等により、活動時間の前後にお子さんの送迎ができない場合には、保育所での審査を経て、保育を利用することができます。

ただし、保育標準時間認定、保育短時間認定の2つの認定区分により、保育料の設定が異なります。

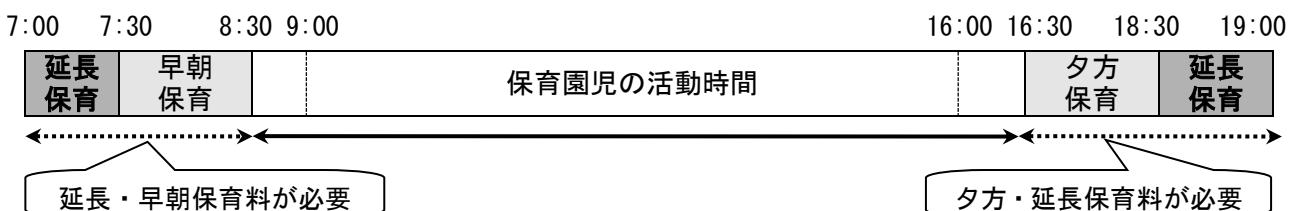
※ ←→ の部分は月額保育料、←→ の部分は保育料と別に延長保育料が必要です

※7:00～7:30、18:30～19:00 の延長保育は、つくし保育園、南部町ベアーズのみで実施しています。また、さくら保育園、さくらキッズについては18:30～19:00 の延長保育のみ実施しています。勤務等の都合で保護者の希望のある場合のみ開所しており、各園にて別途利用申し込みが必要です。

### 【保育標準時間認定の場合】



### 【保育短時間認定の場合】



## 転園の申し込みをする場合

現在通所している保育所から他の保育所へ転園を希望する場合は、異動できなかった場合でも現在の保育所に引き続き通所することは可能ですが、以下の点をご確認ください。

- (1) 異動の申込は、必要書類も新規入所と同様となります
- (2) 異動は、原則新年度申込み（4月1日入所）時のみ可能です

## 町外の保育所を希望する場合、町外在住の方が南部町の保育所を希望する場合

### 【南部町在住で、南部町外の保育所を希望するとき】

勤務先が南部町外にあり町内の保育所での保育を希望されない場合、里帰り出産をされる場合など、南部町に住民票があっても、南部町外の保育所を希望することができます。この場合、入所申し込みを南部町（住民票がある自治体）へしていただきます。

なお、保育所の入所の決定は、希望する保育所のある自治体が行います。申込締切などを、当該市区町村に事前に確認の上、お申し込みをお願いします。

### 【南部町外に在住で、南部町内の保育所を希望するとき】

上記と逆に、南部町内に勤務している方、里帰り出産をされる方について、南部町の保育所の入所希望が可能ですが、申込みはお住まいの市区町村で行っていただきます。

この場合、申込みをされた市区町村を通じて入所の可否をお伝えします。

なお、入所選考は南部町民の方を優先して行います。入所の状況など、事前に子育て支援課へご相談ください。

## 申込内容の変更

通所中・申込有効期間内に、以下のような変更があった場合は、必ず子育て支援課まで必要な書類をご提出ください。

※ 決定・内定後に内容変更が判明した場合は、決定・内定を取り消す場合があります。ご注意ください

| 変更点             | 提出が必要な書類  |
|-----------------|---|
| 住所・電話番号         | 子育て支援課まで電話等でご連絡ください。                            |
| 保護者（同居親族）の勤務状況  | 就労証明書（用紙③）または就労状況等申立書（用紙④）を提出してください。            |
| 希望保育所の追加・順位の変更  | 申込書の修正または再提出をお願いします。                            |
| 入所の意思がなくなった     | 子育て支援課まで電話等でご連絡ください。内定・決定後の場合は「入所辞退届」を提出してください。 |
| 結婚・離婚・同居家族の増減など | 子育て支援課まで電話等でご連絡ください。内容に応じて必要書類の提出をお願いします。       |

## 休所・退所

### 【休所の場合】

保育施設を休所される場合、休所されている期間も保育料が全額かかります。長期に渡って休所が必要な場合は、一旦退所いただき再度入所の手続きをいただくと、退所した期間中の保育料はかかりません。（この場合、優先入所の対象となりますが、再入所を保障はできませんのでご了承ください。）

### 【退所の場合】

保育施設を退所される場合は、速やかに退所届を提出してください。

その他、「保育ができない理由」に該当しなくなった場合は、保育の実施を解除します。

## 南部町外へ転出する場合

児童の保育は居住する市町村が行うのが原則のため、南部町から転出される場合は、保育施設の退所が必要です。転出後も引き続き南部町の保育施設へ通所を希望される場合は、別途手続きが必要になりますので、お早めに子育て支援課または保育施設にご相談ください。

引き続き南部町の保育施設に通所される場合、認定は転出後の市区町村で改めて受けさせていただきます。認定の基準は市町村によって違いがあるため、認定が変更になる場合があります。

### 3. 令和8年秋開園予定の統合保育園について

令和8年秋をもって、公立保育園である「つくし保育園」と「さくら保育園」は統合となり、新しい場所に園舎を建設し、社会福祉法人伯耆の国による運営に移行（民間移管）を予定しています。秋の開園以降は同法人の民間保育園（公私連携型保育園）による運営を予定しています。

＜園の概要について＞

| 保育所名                         | 所在地      | 定員         | 開所時間           | 月額保育料での利用可能時間  |                | 開所曜日<br>(祝日閉所) | 受入年齢          |
|------------------------------|----------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
|                              |          |            |                | 保育標準時間         | 保育短時間          |                |               |
| 統合保育園<br>(民設民営)<br>＜名称は今後決定＞ | 天萬<br>地内 | 120人<br>予定 | 7:00～<br>19:00 | 7:30～<br>18:30 | 8:30～<br>16:30 | 月曜<br>～土曜      | 生後6か月<br>～就学前 |

#### 【延長保育時間】

早朝7:00～7:30、夕方18:30～19:00の各30分を予定しています（保育短時間認定の児童については前述の時間に加え、早朝7:30～8:30、夕方16:30～18:30の時間が延長保育となります）。

#### 【保育料、延長保育料及び副食費】

保育料、延長保育料ともに町が決定し、町が徴収を行います。3歳以上児の副食費については、これまでと同様に無償となります。

#### 令和8年秋から統合保育園に通園を希望される場合の注意事項について

令和8年秋から統合保育園に通園を希望される方は、下記の注意事項をご確認ください。

（1）令和8年4月1日入所・継続の申込書の「利用を希望する施設」の欄にさくら保育園またはつくし保育園とご記入ください。

令和8年4月にさくら保育園またはつくし保育園に入園された（在籍されている）児童は、引き続き同年秋以降も統合後の保育園に通園いただけます。

（2）令和8年4月時点の園児数で各園の職員配置の調整等を行うため、令和8年4月にさくら保育園、つくし保育園以外の園に在籍されている園児の令和8年秋の転園は原則受付を致しません。

| 4月～秋                  | 秋～3月       |
|-----------------------|------------|
| さくら・つくし保育園<br>以外の園に在籍 | → 統合保育園に転園 |

※令和8年秋の統合保育園の開園に合わせての転園はご遠慮ください。

| 4月～秋 | 秋～3月       |
|------|------------|
| 未就園  | → 統合保育園に入園 |

## 4. 保育料について

### 保育料の決定について

保育所や認定こども園は、保護者の方から毎月支払われる保育料と、税金や国・県からの補助金で運営しています。

保育料の額は、父母の町民税額（祖父母等が児童または児童の父母を扶養している場合は、祖父母等の税額も含めます）と児童の年齢によって決定します。

#### ○ 町民税額に基づいて保育料が決まります

保育料は原則として、児童の父母（保護者）の町民税額の合計によって保育料を決定しています。

4～8月は前年度の町民税額、9～3月は当年度の町民税額に基づいて保育料が決まります。

保育料の算定基準となる町民税額の課税年度が変わるため、8月以前と9月以降で保育料が変更になる場合がありますが、4月にさかのぼって変更にはなりません。なお、国の制度改正により、3歳以上児（年少から年長児）については令和元年10月より保育料無償となっています。

| 4月～8月分の保育料               | 9月～翌年3月分の保育料             |
|--------------------------|--------------------------|
| 令和7年度（2025年度）の町民税額に基づき算定 | 令和8年度（2026年度）の町民税額に基づき算定 |

※保育料決定に用いる住民税額は、住宅取得控除・配当控除・寄附金税額控除・外国税額控除等を適用しません。これらの控除が適用になっている方は、実際に納めておられる税額と保育料算定の税額に違いがありますのでご注意ください。

#### ○ 保育料の年齢区分

保育料の年齢は毎年4月1日現在の年齢を適用し、年度中に年齢区分の変更は行いません。

#### ○ 具体的な額について

令和8年度（2026年度）の保育料は、13～14ページの基準額表のとおりですが、国の動向により変更することもあります。

### 保育料の納付

【保育料の納入期限】 毎月月末（末日に金融機関が休みの場合は翌営業日）

- ・ 保育料は口座振替と納付書払どちらかでお支払いいただけます。
- ・ 口座振替のお申し込みは、以下の金融機関の窓口でお手続きください。（振替を希望する月の前月15日までにお申し込みください）
- ・ 納付書払の場合は、納付書を毎月保育施設を通してお渡しします。

<口座振替ができる金融機関・納付書での納付場所（各本支店）>

- |         |         |               |
|---------|---------|---------------|
| ・鳥取銀行   | ・米子信用金庫 | ・鳥取西部農業協同組合   |
| ・山陰合同銀行 | ・中国労働金庫 | ・ゆうちょ銀行（中国5県） |
| ・島根銀行   |         |               |
- ・毎月の納期限内にお支払いが確認できなかった場合は「督促状」をお送りします。
  - ・保育料を指定の期日までに納付されなかった場合は、勤務先・自宅などへ電話や調査を行い、給料の差押等の滞納処分をさせていただくことがありますのでご注意ください。

## 5. 3歳以上児の給食（副食費、主食の提供予定）について

※3歳未満児の給食で提供する副食（おかず・おやつ）・主食（ご飯）にかかる費用は保育料に含まれています。

### 副食費（おかず・おやつ代）の決定について

3歳以上児の副食費の免除については、児童の父母（保護者）の市町村民税額の合計によって決定されます。

| 4月～8月分の副食費               | 9月～翌年3月分の副食費             |
|--------------------------|--------------------------|
| 令和7年度（2025年度）の町民税額に基づき決定 | 令和8年度（2026年度）の町民税額に基づき決定 |

※児童や児童の父母が祖父母等の扶養となっている場合は、その祖父母等の市町村民税額も合計して決定します。

※副食費免除の決定に用いる市町村民税額は、住宅取得控除・配当控除・寄附金税額控除・外国税額控除等を適用しません。

#### ○1号認定（教育標準時間認定）

| 区分                    | 副食費免除の基準  |  |
|-----------------------|---|--|
|                       | 町内の保育施設の入所児童  | 町外の保育施設の入所児童   |
| 市町村民税所得割課税額 77,100円以下 | 国の定める基準により免除  |  |
| 市町村民税所得割課税額 77,100円以上 | <b>町の負担により免除</b><br>※ただし、小学校就学前までに在籍する子どもが同一世帯に3人以上いる第3子以降の児童については、国の定める基準により免除 | <b>副食費は通園されている園で実費徴収</b> （年度末に補助申請の案内をします）<br>※ただし、小学校第3学年までに在籍する子どもが同一世帯に3人以上いる第3子以降の児童については、国の定める基準により免除 |

#### ○2号認定（保育時間認定）

| 区分   | 副食費免除の基準  |  |
|--|---|--|
|  | 町内の保育施設の入所児童  | 町外の保育施設の入所児童   |
| 市町村民税所得割課税額 57,700円未満<br>(ひとり親世帯等については77,101円未満) | 国の定める基準により免除  |  |
| 市町村民税所得割課税額 57,700円以上<br>(ひとり親世帯等については77,101円以上) | <b>町の負担により免除</b><br>※ただし、小学校就学前までに在籍する子どもが同一世帯に3人以上いる第3子以降の児童については、国の定める基準により免除 | <b>副食費は通園されている園で実費徴収</b> （年度末に補助申請の案内をします）<br>※ただし、小学校第3学年までに在籍する子どもが同一世帯に3人以上いる第3子以降の児童については、国の定める基準により免除 |

### 副食費（おかず・おやつ代）免除における南部町負担について

＜南部町内在住（住民票が南部町にある方）で**町内の保育施設に入所**されている方＞

3歳以上児（年少～年長児）を対象に、国が定める副食費がかかる所得課税世帯について、南部町が負担をして副食費を免除しております。※1人当たり月額4,800円の副食費を免除しています（令和7年度現在）。

＜南部町内在住（住民票が南部町にある方）で**町外の保育施設に入所**されている方＞

満3歳以上の児童で、国が定める副食費の免除対象者以外の方については、通園中の園で副食費の支払いが必要となります。副食費の支払いをされている方については、年度末に園を通じて副食費補助申請（月額上限4,800円、令和7年度現在）の案内をお送りします。

### 3歳以上児の主食（ご飯）の提供予定について

南部町内の保育所・認定こども園における3歳以上児の給食について、副食（おかず、おやつ）のみを提供し、主食（ご飯）については各家庭からご持参いただいておりますが、保護者の皆様の負担軽減を図るため、令和8年4月から各園で主食の提供を実施する予定にしています。

## 6. その他のサービス

### ファミリー・サポート・センター

会員相互で子育てを応援するサービスです。一時的に子どもを預けたり、預かったりすることができます。センターは、子育ての「手助けをしてほしい方（依頼会員）」と「お手伝いをしたい方（援助会員）」とを繋いで、事前に打ち合わせを行った上で、子育ての相互援助を行います。

連絡先 南部町ファミリー・サポート・センター

南部町倭482番地 南部町役場 子育て支援課内 電話 0859-66-5525

利用申込 事前に会員登録が必要です。（無料）

依頼会員 南部町在住または南部町内に勤務している方で小学6年生までの子どものいる方

援助会員 南部町在住の方

利用料 令和5年度から無料（1週間に1回）

申込受付時間 月～金曜日 9:00～16:00（土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始を除く）

こんな時にご利用ください 保護者の病気や通院のとき、冠婚葬祭、参観日、買い物等の外出のとき、自分の時間がほしいとき

※ 子育て交流室あいあい（未就園児まで）、法勝寺児童館、または援助を提供する会員の家庭において行います。

※ 相互援助ですので、依頼会員の希望に添えない場合もあります。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

### 病児・病後児保育

保育施設または学校に通う生後6か月以上のお子さんが病気のため、登園・登校できないときで、仕事の都合などで家庭での保育がむずかしい場合は、病児・病後児保育施設が利用できます。

少子化対策・子育て支援事業の一環で、自己負担部分の利用料（2,500円/日）が1,000円/日となっています。

利用前の受診時には、診察料と健康保険証、特別医療の受給資格証が必要です。利用方法や用意するものについては、各病児・病後児保育施設にご確認ください。

※ お子さんの容態の変化によっては、保護者の方にご連絡し、お迎えに来ていただく場合があります。

#### ○ 谷本こどもクリニック 病児看護センター ベアーズデイサービス

- ・ 対象 満6か月から小学校6年生までのお子さん
- ・ 利用料 1,000円/日（少子化対策・子育て支援事業）
- ・ 保育時間 月～金曜日／8:30～17:30 土曜日／8:30～15:00
- ・ 住所・連絡先 米子市榎原1889-6（谷本こどもクリニック横） 電話 0859-26-5599

#### ○ せぐち小児科 病児保育室 ペンギンハウス

- ・ 対象 満6か月から小学校6年生までのお子さん
- ・ 利用料 1,000円/日（少子化対策・子育て支援事業）
- ・ 保育時間 月、火、水、金曜日／8:30～17:30 土曜日／8:30～17:00
- ・ 住所・連絡先 米子市西福原9-16-26 電話 0859-38-0780

#### ○ 博愛こども発達・在宅支援クリニック 病児保育かるがも

- ・ 対象 満6か月から小学校6年生までのお子さん
- ・ 利用料 1,000円/日（少子化対策・子育て支援事業）
- ・ 保育時間 月～金曜日／8:30～17:30
- ・ 住所・連絡先 米子市両三柳1880 電話 0859-29-1115

※利用状況については、米子市内病児保育施設利用状況ホームページで確認できます。

※前年度の町民税非課税世帯等の方は、病児・病後児保育料が減免されます。（毎年度申請する必要があります）

## 7. 保育料徴収基準額表（令和8年度）

令和8年度の保育料は、次の表のとおりです。なお、国の制度改正により、3歳以上児（年少から年長児）については令和元年10月より保育料無償となっています。

【教育標準時間認定】（保育時間 8:30～12:30）

| 階層区分 | 定義                   |              | 徴収基準額（月額：円）                  |
|------|----------------------|--------------|------------------------------|
| 第1階層 | 生活保護世帯               |              | 0                            |
| 第2階層 | 町民税所得割非課税世帯          | ひとり親世帯等      | 令和元年10月より<br>幼児教育・保育の<br>無償化 |
|      |                      | ひとり親世帯等以外の世帯 |                              |
| 第3階層 | 町民税所得割課税世帯77,100円以下  | ひとり親世帯等      | 令和元年10月より<br>幼児教育・保育の<br>無償化 |
|      |                      | ひとり親世帯等以外の世帯 |                              |
| 第4階層 | 町民税所得割課税世帯211,200円以下 |              |                              |
| 第5階層 | 町民税所得割課税世帯211,201円以上 |              |                              |

【保育標準時間認定】（保育時間 7:30～18:30）

| 階層区分  | 定義                       | 利用者負担額（月額：円） |        |        |
|-------|--------------------------|--------------|--------|--------|
|       |                          | 3歳未満児        | 3歳以上児  | 保育料    |
| 第1階層  | 生活保護法世帯等                 | 0            | —      |        |
| 第2階層  | 第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯 | ひとり親世帯等      | 0      | —      |
|       |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 0      | —      |
| 第3階層  | 市町村民税所得割課税額10,000円未満     | ひとり親世帯等      | 2,500  | △300   |
|       |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 8,800  | △1,000 |
| 第4階層  | 10,001円以上<br>48,600円未満   | ひとり親世帯等      | 4,300  | △500   |
|       |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 12,400 | △1,400 |
| 第5階層① | 48,600円以上<br>57,700円未満   | ひとり親世帯等      | 4,300  | △500   |
|       |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 16,000 | △1,800 |
| 第5階層② | 57,700円以上<br>77,101円未満   | ひとり親世帯等      | 4,300  | △500   |
|       |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 16,000 | △1,800 |
| 第5階層③ | 77,101円以上97,000円未満       | 16,000       | △1,800 |        |
| 第6階層  | 97,000円以上105,000円未満      | 23,000       | △4,800 |        |
| 第7階層  | 105,000円以上169,000円未満     | 30,000       | △4,800 |        |
| 第8階層  | 169,000円以上200,000円未満     | 36,700       | △4,100 |        |
| 第9階層  | 200,000円以上301,000円未満     | 42,100       | △4,700 |        |
| 第10階層 | 301,000円以上397,000円未満     | 47,500       | △5,300 |        |
| 第11階層 | 397,000円以上               | 49,300       | △5,500 |        |

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。

【保育短時間認定】 (保育時間 8:30～16:30)

| 各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 |                          | 利用者負担額(月額：円) |                     |        |
|------------------------------|--------------------------|--------------|---------------------|--------|
| 階層区分                         | 定義                       | 3歳未満児        | 3歳児以上児              |        |
|                              |                          | 保育料          | 軽減額<br>(R6年度保育料と比較) | 保育料    |
| 第1階層                         | 生活保護法世帯等                 | 0            | —                   |        |
| 第2階層                         | 第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯 | ひとり親世帯等      | 0                   | —      |
|                              |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 0                   | —      |
| 第3階層                         | 市町村民税所得割課税額10,000円未満     | ひとり親世帯等      | 2,350               | △300   |
|                              |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 8,500               | △1,000 |
| 第4階層                         | 10,001円以上48,600円未満       | ひとり親世帯等      | 4,100               | △500   |
|                              |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 12,000              | △1,400 |
| 第5階層①                        | 48,600円以上57,700円未満       | ひとり親世帯等      | 4,100               | △500   |
|                              |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 15,600              | △1,800 |
| 第5階層②                        | 57,700円以上77,101円未満       | ひとり親世帯等      | 4,100               | △500   |
|                              |                          | ひとり親世帯等以外の世帯 | 15,600              | △1,800 |
| 第5階層③                        | 77,101円以上97,000円未満       |              | 15,600              | △1,800 |
| 第6階層                         | 97,000円以上105,000円未満      |              | 22,400              | △4,800 |
| 第7階層                         | 105,000円以上169,000円未満     |              | 29,300              | △4,800 |
| 第8階層                         | 169,000円以上200,000円未満     |              | 35,900              | △4,100 |
| 第9階層                         | 200,000円以上301,000円未満     |              | 41,200              | △4,700 |
| 第10階層                        | 301,000円以上397,000円未満     |              | 46,500              | △5,300 |
| 第11階層                        | 397,000円以上               |              | 48,200              | △5,500 |

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化

【延長保育料（※保育標準時間及び保育短時間利用の方）】

| 利用時間        | 徴収額  |
|-------------|------|
| 7:00～ 7:30  | 100円 |
| 18:30～19:00 | 100円 |

| 利用時間        | 徴収額  |
|-------------|------|
| 7:30～ 8:30  | 100円 |
| 16:30～18:30 | 100円 |

【預かり保育料（※すみれこども園の教育標準時間利用の方）】

| 利用時間        | 教育標準時間階層区分 | 徴収額  |
|-------------|------------|------|
| 12:30～16:30 | 第1階層       | 0円   |
|             | 第2階層       | 100円 |
|             | 第3～5階層     | 300円 |

※町外保育施設に通園する方は、町外園で定められた延長保育料、預かり保育料が必要となります。

## 8. 南部町保育所入所選考基準 (令和8年度)

### 1. 基準指數

|       |                             | 保護者の就労等の形態    | 指數 | 採点 |   |
|-------|-----------------------------|---------------|----|----|---|
|       |                             |               |    | 父  | 母 |
| 被雇用者  | 週5日以上の就労<br>※ 不規則の場合は月20日以上 | 1日7時間以上就労     | 10 |    |   |
|       |                             | 1日6時間以上就労     | 9  |    |   |
|       |                             | 1日5時間以上就労     | 8  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 7  |    |   |
|       | 週4日以上就労<br>※ 不規則の場合は月16日以上  | 1日7時間以上就労     | 9  |    |   |
|       |                             | 1日6時間以上就労     | 8  |    |   |
|       |                             | 1日5時間以上就労     | 7  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 6  |    |   |
|       | 週3日以上就労<br>※ 不規則の場合は月12日以上  | 1日7時間以上就労     | 7  |    |   |
|       |                             | 1日6時間以上就労     | 6  |    |   |
|       |                             | 1日5時間以上就労     | 5  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 4  |    |   |
| 事業主   | 週5日以上の就労<br>※ 不規則の場合は月20日以上 | 1日7時間以上就労     | 10 |    |   |
|       |                             | 1日6時間以上就労     | 9  |    |   |
|       |                             | 1日5時間以上就労     | 8  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 7  |    |   |
|       | 週4日以上就労<br>※ 不規則の場合は月16日以上  | 1日7時間以上就労     | 9  |    |   |
|       |                             | 1日6時間以上就労     | 8  |    |   |
|       |                             | 1日5時間以上就労     | 7  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 6  |    |   |
|       | 週3日以上就労<br>※ 不規則の場合は月12日以上  | 1日7時間以上就労     | 7  |    |   |
|       |                             | 1日6時間以上就労     | 6  |    |   |
|       |                             | 1日5時間以上就労     | 5  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 4  |    |   |
| 自営業   | 週5日以上の就労<br>※ 不規則の場合は月20日以上 | 1日7時間以上就労     | 9  |    |   |
|       |                             | 1日6時間以上就労     | 8  |    |   |
|       |                             | 1日5時間以上就労     | 7  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 6  |    |   |
|       | 週4日以上就労<br>※ 不規則の場合は月16日以上  | 1日7時間以上就労     | 8  |    |   |
|       |                             | 1日6時間以上就労     | 7  |    |   |
|       |                             | 1日5時間以上就労     | 6  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 5  |    |   |
|       | 週3日以上就労<br>※ 不規則の場合は月12日以上  | 1日7時間以上就労     | 6  |    |   |
|       |                             | 1日6時間以上就労     | 5  |    |   |
|       |                             | 1日5時間以上就労     | 4  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 3  |    |   |
| 内職    | 週3日以上就労<br>※ 不規則の場合は月12日以上  | 1日6時間以上就労     | 4  |    |   |
|       |                             | 1日4時間以上就労     | 3  |    |   |
| 農業    | 本人名で農業収入の確定申告のあるもの          |               | 9  |    |   |
|       | 本人名で農業収入の確定申告のないもの          |               | 3  |    |   |
| 出産    | 出産前：出産予定月の前2か月、出産後：出産月の後2か月 |               | 10 |    |   |
| 疾病・負傷 | 入院                          | 1か月以上         | 10 |    |   |
|       |                             | 2週間を超える、1か月未満 | 9  |    |   |
|       | 通院                          | 週4日以上         | 7  |    |   |
|       | 自宅療養                        | 常時寝たきり        | 10 |    |   |
|       |                             | 医師から長期安静の診断   | 8  |    |   |
|       |                             | 日常生活に他者の介助が必要 | 7  |    |   |
|       |                             | 一般療養          | 4  |    |   |

| 保護者の就労等の形態     |                           |                      | 指数   | 採点 |   |
|----------------|---------------------------|----------------------|------|----|---|
|                |                           |                      |      | 父  | 母 |
| 障がい            | 介護を要する (概ね1・2級またはA判定程度)   |                      | 10   |    |   |
|                | 保育に支障がある (概ね3級またはB判定程度)   |                      | 7    |    |   |
|                | 上記以外で保育が必要と思われるもの (4級以下)  |                      | 4    |    |   |
| 介護・看護          | 在宅                        | 病院 入院中の親族の付き添いが必要な場合 | 7    |    |   |
|                |                           | 週3日以上日中の所要時間が7時間以上   | 7    |    |   |
|                |                           | 週3日以上日中の所要時間が4時間以上   | 4    |    |   |
|                |                           | 重度の介護を要する (要介護4以上)   | 10   |    |   |
|                |                           | 中程度の介護を要する (要介護3以上)  | 7    |    |   |
|                |                           | 軽度の介護を要する (要介護2以上)   | 5    |    |   |
| 災害等            | 災害復旧のため保育ができない場合          |                      | 10   |    |   |
| 就学 (学校・職業訓練校等) | 週4日以上                     | 1日7時間以上就学            | 8    |    |   |
|                |                           | 1日6時間以上就学            | 7    |    |   |
|                |                           | 1日5時間以上就学            | 6    |    |   |
|                |                           | 1日4時間以上就学            | 5    |    |   |
| 求職中            | ひとり親世帯                    |                      | 6    |    |   |
|                | ひとり親世帯以外                  |                      | 3    |    |   |
| その他            | 児童を養育する能力が欠如している          |                      | 10   |    |   |
|                | その他児童福祉の観点から保育が必要と認められるもの |                      | 3~10 |    |   |
|                | その他、上記以外で明らかに保育に当たれない場合   |                      | 1~10 |    |   |

## 2. 調整指数

|       | 条件                              | 指数  | 採点 |
|-------|---------------------------------|-----|----|
| 世帯    | 父母共に不在の世帯 (死亡・離婚・拘禁等)           | 20  |    |
|       | ひとり親世帯で同一世帯・近隣に満65歳未満の祖父母がいない世帯 | 15  |    |
|       | ひとり親世帯で同一世帯・近隣に満65歳未満の祖父母がいる世帯  | 10  |    |
|       | 父母の一方が長期不在 (単身赴任、海外勤務等) の世帯     | 3   |    |
|       | 生活保護世帯                          | 5   |    |
|       | 父母ともに入所希望年度の住民税が非課税の世帯          | 1   |    |
|       | 入所希望年度内に入所内定・決定を辞退した世帯          | △ 3 |    |
|       | 同一世帯・近隣に満65歳未満の保育が可能な祖父母がいる世帯   | △ 8 |    |
|       | 保育料を理由なく滞納している世帯                | △10 |    |
| 児童    | 障がい児保育を要する場合                    | 4   |    |
|       | 育児休業取得のため退所した児童の再申込みをする場合       | 3   |    |
|       | 小学校就学前までに卒園する認可保育所を退所して申し込む場合   | 3   |    |
|       | 待機児童となっている場合                    | 3   |    |
| きょうだい | きょうだいが既に通所する園に入所を希望する場合         | 4   |    |
|       | きょうだいで同じ園の入所を希望する場合             | 2   |    |
| 保護者   | 就労内定者・開業予定者                     | △ 1 |    |
|       | 配偶者や祖父母が営む自営業に従事している            | △ 3 |    |
|       | 農林漁業に従事する場合で、主体者ではない            | △ 3 |    |

※ 父母それぞれの基準指数を合算し、それに調整指数を足したもので指数を決定します

※ 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中の指数とします

※ 就労時間に通勤時間は含みませんが、2時間以内の休憩時間は含みます

# 申請書・申込書 記入例

黒のボールペンまたは万年筆ではっきり書いてください。

## 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申込書 兼保育所入所申込書

申請日を記入

令和 7年 11月 10日

南部町長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

また、保育施設への入園を次のとおり申し込みます。なお、入園児童が卒園・退園するまで、保育の実施及び保育料の決定のために必要な、町の保有する個人情報の利用に同意します。

また、情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に提示することに同意します。

|              |            |   |                                    |                           |
|--------------|------------|---|------------------------------------|---------------------------|
| 申請児童         | フリガナ<br>氏名 | ナンブ サクラ<br>南部 桜   | 生年月日                               | 性別                        |
|              | 住所         | 〒683-0351<br>南部町法勝寺377番地1   | 平成・令和<br>6年 4月 2日                  | 男・女                       |
| 保護者          | フリガナ<br>氏名 | ナンブ タロウ<br>南部 太郎  | 生年月日                               | 保護者との続柄                   |
|              | 申請児童との続柄   | 自宅電話番号  | 昭 平<br>3年 4月 2日                    | 子                         |
| 保育の希望<br>の有無 | 有<br>無     | 保護者の希望<br>の有無<br>保育所、認定こども園（保育所部<br>分）の場合は有、幼稚園、認定こ<br>ども園（幼稚園部分）は無<br>幼稚園等 | 外出時連絡先<br>090-0000-△△△△<br>(父・母・他) | 認定者番号<br>既に認定を受けている場合のみ記入 |

### ① 利用を希望する期間、希望する施設

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 利用を希望<br>する期間  | 令和 8年 4月 1日から   | <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで<br><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで  |
| 利用曜日           | 利用を希望する曜日に○をつけてください 月・火・水・木・金   | いずれかを□、下を選   |
| 利用時間           | 8時 30分から 16時 00分まで  | <input type="checkbox"/> 教育標準時間認定を希望する<br><input type="checkbox"/> 保育標準時間認定を希望する<br><input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間認定を希望する |
| 利用を希望する施設      | 希望理由  | 事<br>番号  |
| 第1希望<br>○○○保育園 | <input type="checkbox"/> 自宅に近い<br><input checked="" type="checkbox"/> 職場に近い<br><input type="checkbox"/> きょうだい通園<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| 第2希望<br>△△△保育園 | 必ず通所できる<br>施設を記入  | 施設を利用する曜日、時間帯を記入<br>し、希望する認定に□<br>※ 記入によって認定が変更になる<br>場合があります  |
| 第3希望<br>□□□保育園 | <input checked="" type="checkbox"/> 自宅に近い<br><input type="checkbox"/> 職場に近い<br><input type="checkbox"/> きょうだい通園<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |

### ② 申請児童の状況

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 障害者手帳等の情報 | なし・あり (療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳) |
| 持病・アレルギー  | なし・あり ( 卵アレルギー )                 |
| その他特記事項   | なし・あり ( )                        |

該当するものに○を付け、  
内容を具体的に記入

### ③ 保育の利用を必要とする理由等

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 児童との続柄  | 保育を必要とする理由  | 備考  |
| 父・母・( ) | <input checked="" type="checkbox"/> 就労<br><input type="checkbox"/> 妊娠・出産<br><input type="checkbox"/> 疾病・障がい<br><input type="checkbox"/> 介護等<br><input type="checkbox"/> 就学<br><input type="checkbox"/> 虐待・DV<br><input type="checkbox"/> 育児休業<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | <input type="checkbox"/> 災害復旧<br><input type="checkbox"/> 求職活動                                      |
| 父・母・( ) | <input checked="" type="checkbox"/> 就労<br><input type="checkbox"/> 妊娠・出産<br><input type="checkbox"/> 疾病・障がい<br><input type="checkbox"/> 介護等<br><input type="checkbox"/> 就学<br><input type="checkbox"/> 虐待・DV<br><input type="checkbox"/> 育児休業<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | 保育の希望を「無」にしている場<br>合は記入不要。<br>児童の父母が保育をできない理<br>由を選んで□、父母以外が児童の<br>保護者となっている場合は、児童<br>との続柄を記入して理由に□ |

#### ④ 世帯の状況

表面の「申請児童」に記入した児童以外の世帯員全員を記入。  
同地番の場合は世帯分離をしている家族も記入

「令和8年4月1日時点」の満年齢を記入

| 区分     | 氏名         | 児童との続柄                     | 生年月日              | 年齢 | 性別  | 勤務先・学校名等       |
|--------|------------|----------------------------|-------------------|----|-----|----------------|
| 児童の世帯員 | 1 ナンブ タロウ  | 父                          | 昭・平・令<br>3. 4. 2  | 34 | 男・女 | (有) △△△        |
|        | 南部 太郎      |                            |                   |    |     |                |
|        | 2 ナンブ ハナコ  | 母                          | 昭・平・令<br>3. 4. 3  | 34 | 男・女 | (株) □□□        |
|        | 南部 花子      |                            |                   |    |     |                |
|        | 3 ナンブ イチタ  | 兄                          | 昭・平・令<br>28. 4. 4 | 9  | 男・女 | ◇◇◇小学校         |
|        | 南部 一太      |                            |                   |    |     |                |
|        | 4 ナンブ イチロウ | 祖父                         | 昭・平・令<br>34. 4. 5 | 66 | 男・女 | 農業             |
|        | 南部 一郎      |                            |                   |    |     |                |
|        | 5 ナンブ ヨネコ  | 祖母                         | 昭・平・令<br>35. 4. 6 | 65 | 男・女 | ○○○商店          |
|        | 南部 米子      |                            |                   |    |     |                |
|        | 6          |                            | 昭・平・令<br>. . .    |    | 男・女 |                |
|        | 7          |                            | 昭・平・令<br>. . .    |    | 男・女 | 勤務先・学校名を具体的に記入 |
|        | 8          |                            | 昭・平・令<br>. . .    |    | 男・女 |                |
|        | 9          |                            | 昭・平・令<br>. . .    |    | 男・女 |                |
|        | 10         | 該当する世帯に○                   | 昭・平・令<br>. . .    |    | 男・女 |                |
| 世帯の区分  |            | 一般世帯・ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯 |                   |    |     |                |

ここから下は記入しないでください

この部分は記入しない

## 家庭状況書(世帯の状況)

|      |                                     |      |                            |                |
|------|-------------------------------------|------|----------------------------|----------------|
| 入所児童 | 氏名                                  | 入所   | 第何子                        | 健康保険の扶養状況      |
|      | 南部 桜                                | 新規継続 | 2子                         | 父・母・祖父母・その他( ) |
|      |                                     | 新規継続 | 子                          | 父・母・祖父母・その他( ) |
|      | 令和8年度(2026年度)に保育所に通所を希望する児童全員の氏名を記入 |      | 入所児童から見て、誰の健康保険に加入しているかを記入 |                |

|          |   |  |   |
|----------|---|--|---|
| 父母の状況    | 母親の状況   |  | 父親の状況                                   |
|          | 該当する項目に○印   | 1 常勤 2 パート 3 自営(中心・協力)<br>4 内職 5 求職中 6 学生 7 農業<br>8 その他( ) | 1 常勤 2 パート 3 自営(中心・協力)<br>4 内職 8 その他( ) |
| 加入する健康保険 | 社会保険(本人・配偶者・その他( ))<br>共済組合(本人・配偶者・その他( ))<br>国民健康保険(本人・配偶者・その他( )) | 社会保険(本人・配偶者・その他( ))<br>共済組合<br>国民健康保険(本                    | 誰の健康保険に加入しているかを記入                       |

|        |           |   |                                       |
|--------|-----------|---|---------------------------------------|
| 就学・就労  | 通勤・通学所要時間 | 時間 10分<br>自動車・自転車・バス・徒歩<br>その他( )         | 時間 30分<br>自転車・自転車<br>その他( )           |
| その他の場合 | 病気・障害     | 病名<br>入院・通院(月回)している                       | 病名<br>入院・通院<br>保育ができない事由が疾病等の場合は状況を記入 |
|        | 看(介)護     | 看(介)護を必要とする方の氏名( )<br>内容(具体的に)            | 保育ができない事由が看護・介護の場合は状況を記入              |
|        | 出産予定      | なし・あり 予定日( 年 月 日)<br>産休・育休 なし・あり(父・母) 年 月 | 令和8年度(2026年度)中に出産、産休、育休の予定があれば記入      |

|                                       |             |   |
|---------------------------------------|-------------|---|
| 令和7年1月1日の住所                           | 南部町内・その他( ) | 令和7年1月1日時点の住所を記入  |
| 入所児童の健康や世帯の状況等、入所にあたって心配な点があればご記入ください |             | 入所児童の健康状態等で、保育所に知りさせておきたいこと、気になる事等があれば記入してください。<br>転入予定で申し込みをする場合は、転入の予定日、転入後の住所を記入してください |

## 9. 南部町の保育施設（令和8年4月1日時点）

### 保育理念

子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めています。その子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力を育めるように、南部町の保育施設は次のような理念をかかげ保育を行っています。

**保育理念 「一人一人が認められ、大切にされ、安心して育つ環境をつくりだし、生きる力の基礎を培う」**

※ 保育目標は、保育理念に基づいて保育施設ごとに定めています。くわしくは、各園へお問い合わせください。

### 南部町の保育施設

**【保育所】**※さくら保育園とつくし保育園は令和8年秋頃に統合し、新築移転となる予定です。

| ① | 保育所名              | 所在地<br>電話番号              | 定員   | 開所時間       | 月額保育料での利用可能時間 |            |            | 開所曜日<br>(祝日閉所) | 受入年齢          |
|---|-------------------|--------------------------|------|------------|---------------|------------|------------|----------------|---------------|
|   |                   |                          |      |            | 教育標準時間        | 保育標準時間     | 保育短時間      |                |               |
| ① | さくら保育園<br>(公設民営)  | 天萬 1444-1<br>TEL 64-2065 | 90人  | 7:30～19:00 | —             | 7:30～18:30 | 8:30～16:30 | 月曜～土曜          | 生後6か月～<br>就学前 |
| ② | つくし保育園<br>(公設民営)  | 阿賀 869-3<br>TEL 66-2143  | 120人 | 7:00～19:00 | —             | 7:30～18:30 | 8:30～16:30 | 月曜～土曜          | 生後6か月～<br>就学前 |
| ③ | ひまわり保育園<br>(公設公営) | 市山 746-1<br>TEL 64-2824  | 60人  | 7:30～18:30 | —             | 7:30～18:30 | 8:30～16:30 | 月曜～土曜          | 生後6か月～<br>就学前 |

**【認定こども園】**※ 認定こども園の定員には教育標準時間認定（1号認定）の人数を含んでいます

| ④ | 保育所名              | 所在地                     | 定員   | 開所時間       | 月額保育料での利用可能時間 |            |            | 開所曜日<br>(祝日閉所) | 受入年齢          |
|---|-------------------|-------------------------|------|------------|---------------|------------|------------|----------------|---------------|
|   |                   |                         |      |            | 教育標準時間        | 保育標準時間     | 保育短時間      |                |               |
| ④ | すみれこども園<br>(公設公営) | 法勝寺 1008<br>TEL 66-2040 | 120人 | 7:30～18:30 | 8:30～12:30    | 7:30～18:30 | 8:30～16:30 | 月曜～土曜          | 生後6か月～<br>就学前 |

**【小規模保育園】**※南部町ベアーズは令和8年度末で閉園予定です。

| ⑤ | 保育所名              | 所在地                    | 定員  | 開所時間       | 月額保育料での利用可能時間 |            |            | 開所曜日<br>(祝日閉所) | 受入年齢            |
|---|-------------------|------------------------|-----|------------|---------------|------------|------------|----------------|-----------------|
|   |                   |                        |     |            | 教育標準時間        | 保育標準時間     | 保育短時間      |                |                 |
| ⑤ | 南部町ベアーズ<br>(公設民営) | 東町 4-19<br>TEL 36-8220 | 19人 | 7:00～19:00 | —             | 7:30～18:30 | 8:30～16:30 | 月曜～土曜          | 生後6か月～<br>3歳未満児 |

**【事業所内保育園】**※ 西伯病院の事業所内保育園です。従業員枠での入所を希望される方は、西伯病院（TEL66-2211）にお問い合わせください。

| ⑥ | 保育所名             | 所在地                  | 定員              | 開所時間       | 月額保育料での利用可能時間 |            |            | 開所曜日<br>(祝日閉所) | 受入年齢            |
|---|------------------|----------------------|-----------------|------------|---------------|------------|------------|----------------|-----------------|
|   |                  |                      |                 |            | 教育標準時間        | 保育標準時間     | 保育短時間      |                |                 |
| ⑥ | さくらキッズ<br>(公設民営) | 倭 397<br>TEL 66-4775 | 地域枠5人<br>従業員枠7人 | 7:30～19:00 | —             | 7:30～18:30 | 8:30～16:30 | 月曜～土曜          | 生後6か月～<br>3歳未満児 |

※ 月額保育料での利用可能時間を超えた保育は、別に延長保育料の費用負担が必要です。

※ 受入人数については、保育士の配置や在園児童の保育状況により、定員まで受け入れができない場合があります。

※ ①～④の施設の0歳児クラスは土曜日午後（注1）、延長保育（注2）を行っておりません。（注1）①～④の施設の0歳児クラスの土曜日の保育時間は12:30までです（注2）①②の施設の右記時間は0歳児クラスの延長保育は行っておりません。（さくら保育園）18:30～19:00の時間（つくし保育園）7:00～7:30及び18:30～19:00の時間